

# **中小医療機関における輸血 療法委員会の設置に向けて**

**長崎県合同輸血療法委員会**

**平成31年1月16日**

# 1. はじめに

輸血療法を行う場合は、**各医療機関の在り方に沿った管理体制を構築する**必要がありますが、医療機関内の複数の部署が関わりますので、次のような**一貫した業務体制**をとることが『**輸血療法の実施に関する指針**』において推奨されています。

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| • <b>輸血療法委員会の設置</b> | • <b>輸血部門の設置</b> |
| • <b>責任医師の任命</b>    | • <b>担当技師の配置</b> |

そのため、長崎県合同輸血療法委員会では、「輸血療法委員会」を設置していない中小医療機関をサポートするため、委員会設置に関する資料等を作成しました。

## 2. 輸血療法委員会の設置

### 1) 設置の目的

**安全かつ適正な輸血療法を実践するために、輸血療法委員会の設置が望まれます。**

この輸血療法委員会では、輸血療法に関わる関係者が協力して、血液製剤の適正使用などの問題を調査、検討、審議します。

### 2) 設置に関する規定・規約

別添ひな形を参照してください。

なお、輸血療法委員会委員の選定については、貴院の状況に合わせて行ってください。

## 2. 輸血療法委員会の設置

### 3) 輸血療法委員会での議題(参考例)

- ① 血液製剤使用状況(診療科別報告等)の報告
- ② 廃棄数等の報告
- ③ 血漿分画製剤使用状況報告
- ④ 副作用事例・インシデント事例の報告と検討
- ⑤ 輸血実施に関する手順・マニュアル等について
- ⑥ 輸血用血液製剤に関する情報の提供など
- ⑦ 年に6回開催し、改善状況についても定期的に検証
- ⑧ 議事録を作成・保管し、院内に周知

**【輸血療法委員会が活性化されれば、安全かつ適正な輸血療法を効果的かつ効率的に実践することができます】**

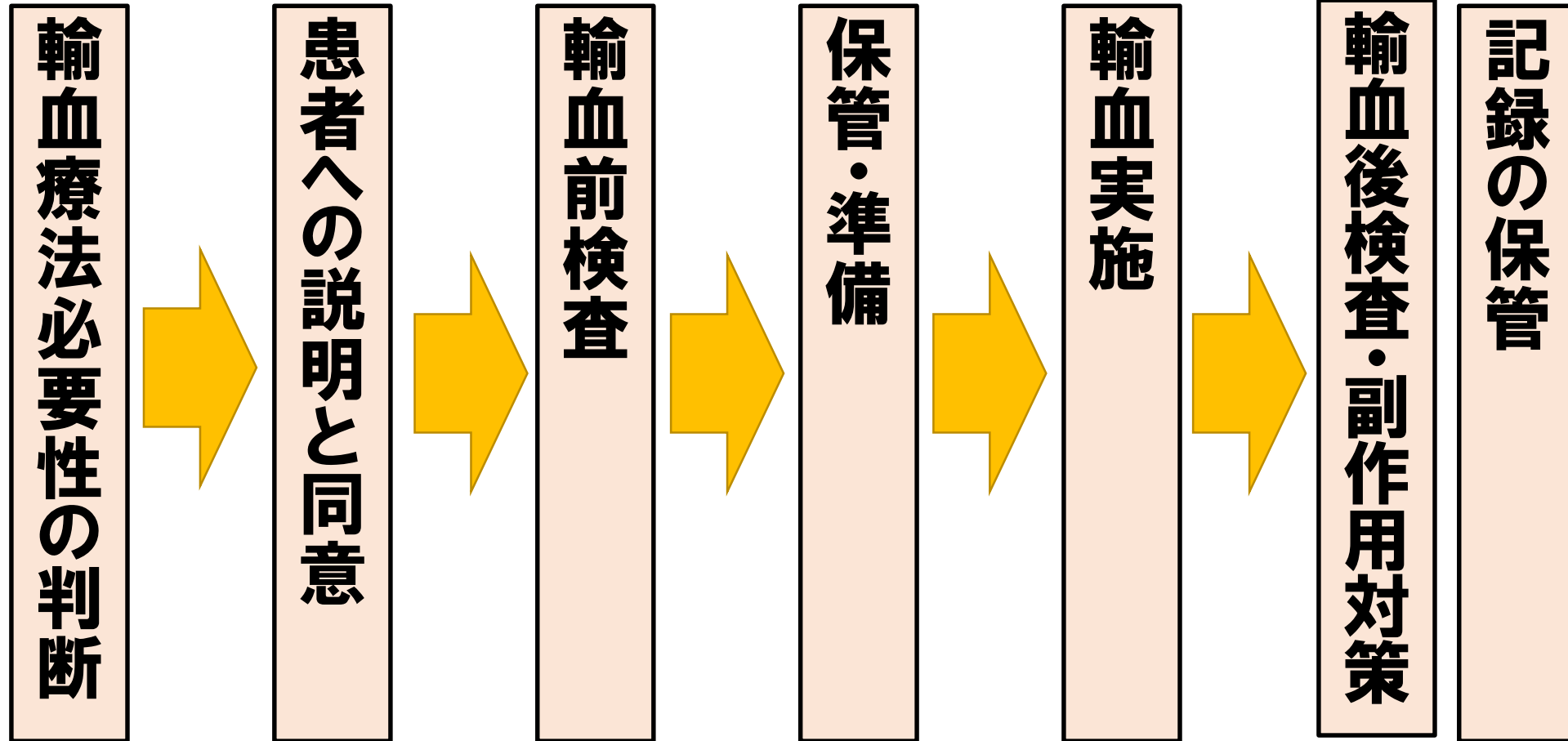
## 2. 輸血療法委員会の設置

### 4) 輸血療法委員会で検討する事項

(輸血療法の実施に関する指針から抜粋)

- 輸血療法の適応、血液製剤(血漿分画製剤含む)の選択
- 輸血用血液の検査項目・検査術式の選択と精度管理
- 輸血実施時の手続き
- 血液の使用状況調査
- 症例検討を含む適正使用推進の方法
- 輸血療法に伴う事故・副作用・合併症の把握方法と対策
- 輸血関連情報の伝達方法
- 院内採血の基準や自己血輸血の実施方法

### 3. 輸血実施の流れ



説明書や同意書等については、別添ひな形を参考にし、適宜修正し活用してください。  
また各種ガイドラインも併せて参照してください。

## 4. 輸血に関連する診療報酬について

輸血療法の安全かつ適正な施行を促す目的で、医療機関に於ける輸血管理体制の構築とその適正かつ効果的な運用に対する診療報酬があり、医療機関の規模や機能により「輸血管理料Ⅰ」および「Ⅱ」の区分が設定されています。

### 【 参 考 】

輸血業務の診療報酬は医科診療報酬点数表において、検査(D)、注射(G)、処置(J):血漿交換、手術(K)、放射線治療(M):血液照射の範疇に振り分けられます。

そのなかで、輸血は手術(K)のなかに入り、輸血を行うと手技料として輸血料(K920)および検査料(血液型、不規則抗体検査、交差適合試験、間接クームス試験、HLA検査、感染症免疫学的検査)、薬剤料(赤血球製剤、血小板製剤、自己血)、自己血貯血料、血小板洗浄加算、そして輸血管理料(及び加算)が算定できます。血漿製剤(新鮮凍結血漿)の輸血は、輸血(K)ではなく、注射(G)の項目に入ります。

# 輸血に関連する診療報酬項目：

## 輸血管理料及び加算(K920-2)(平成30年4月改定)

### 1)輸血管理料 I

輸血患者(アルブミンのみ投与の患者も含む)1名につき220点/月

1. 輸血部門において、当該保険医療機関の輸血業務全般に関する責任者として専任の常勤医師が配置されていること( **専任業務に支障がなければ、兼任することは差し支えありません** )。
2. 輸血部門において、臨床検査技師が常時配置されており、専従の常勤臨床検査技師が1名以上配置されていること。
3. 輸血部門において、**輸血用血液製剤及びアルブミン製剤**(加熱人血漿たん白を含む。)の一元管理がなされていること。
4. 次に掲げる輸血用血液検査が**常時実施できる**体制が構築されていること。  
ABO血液型、Rh(D)血液型、血液交差試験又は間接クームス検査、不規則抗体検査



## 1)輸血管理料 I

5. **輸血療法委員会**が設置され、**年6回以上**開催されるとともに、血液製剤の使用実態の報告がなされる等、輸血実施に当たっての適正化の取組みがなされていること。
6. **輸血前後の感染症検査の実施または輸血前の検体の保存**が行われ、輸血に係る副作用監視体制が構築されていること。
7. 7.5.6及び血液製剤の使用に当たっては、「**輸血療法の実施に関する指針**」及び「**血液製剤の使用指針**」の一部改正について」(平成21年2月20日付薬食発第0220002号医薬食品局長通知)を遵守し適正に実施されていること。特に血液製剤の使用に当たっては、投与直前の検査値の把握に努めるとともに、これらの検査値及び患者の病態を踏まえ、その適切な実施に配慮されていること。

## 2)輸血管理料II

輸血患者(アルブミンのみ投与の患者も含む)1名につき110点/月

1. 輸血部門において当該保険医療機関の輸血業務全般に責任を有する常勤医師を配置していること(専従や専任との縛りはありません)。
2. 輸血部門において、専任の常勤臨床検査技師が1名以上配置されていること(専従ではありませんので、兼任でも構いません)。
3. 輸血部門において、輸血用血液製剤の一元管理がなされていること。
4. 輸血管理料Iの施設基準のうち、4から7までのすべてを満たしていること。

# 5. 各種ひな形、参考となる指針、ガイドライン等

## 1) ひな形

- 輸血療法委員会規定(ひな形)
- 輸血に関する説明と同意書(ひな形)
- 輸血説明書(ひな形)
- 輸血副作用報告書(ひな形)
- 輸血実施手順書(ひな形)

## 5. 各種ひな形、参考となる指針、ガイドライン等

### 2)参考となる指針、ガイドライン(参照する際、最新のものか確認して下さい)

#### ①関連法令

- ・ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(血液法)
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)

#### ②厚生労働省関連指針

- ・ 「血液製剤の使用指針」(厚生労働省医薬・生活衛生局)
- ・ 「輸血療法の実施に関する指針」(厚生労働省医薬・生活衛生局)

#### ③各種ガイドライン等

##### 【輸血の説明と同意関連】

- ・ 宗教的輸血拒否に関するガイドライン(日本輸血・細胞治療学会)
- ・ 未成年者における輸血同意と拒否のフローチャート( // )
- ・ 輸血・血漿分画製剤の説明書-患者さんのための図解資料( // )
- ・ 血漿分画製剤の説明書-患者さんのための図解資料( // )

# 【参考】各種ひな形・指針、参考となる指針及びガイドライン等

## 2)参考となる指針、ガイドライン(参照する際、最新のものか確認して下さい)

### ②各種ガイドライン等

#### 【輸血副作用関連】

- ・ 輸血のQ & A(日本輸血・細胞治療学会ホームページ)  
[http://yuketsu.jstmct.or.jp/transfusion\\_of\\_qa2/](http://yuketsu.jstmct.or.jp/transfusion_of_qa2/)
- ・ 輸血の副作用(日本赤十字社医薬品情報ホームページ)  
<http://www.jrc.or.jp/mr/reaction/>

#### 【危機的出血】

- ・ 危機的出血への対応ガイドライン(日本麻酔学会、日本輸血・細胞治療学会)
- ・ 産科危機的出血への対応指針2017(日本産科婦人科学会 他)

#### 【輸血医学教育】

- ・ e-ラーニング、Case Study(日本輸血・細胞治療学会ホームページ)  
<http://yuketsu.jstmct.or.jp/education/>

#### 【インシデント対策】

- ・ 医療安全情報(日本医療機能評価機構ホームページ)  
<http://www.med-safe.jp/contents/info/>

## 6. 長崎県合同輸血療法委員会の取組み(紹介)

県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を目指すため、次の取組みを行っています。

- ① 県内の医療機関におけるアルブミン製剤、輸血用血液製剤の使用量は全国的に高いため、他医療機関のアルブミン製剤等の使用量と比較検討できるよう、アンケート協力医療機関に対し、調査結果をフィードバックしています。
- ② 血液製剤使用適正化推進セミナーの開催しています
- ③ 各医療機関(特に中小医療機関)の輸血療法委員会の設置や運営に対する支援のため、各種様式を作成しています。

安全かつ適正な輸血療法を実践するため、貴医療機関における輸血療法委員会の設置をご検討ください。

長崎県合同輸血療法委員会 代表世話人 長井一浩